

平成26年9月1日(月)

老球の細道54号

## コーチのリスクマネジメント

会津バスケットボール協会理事長 室井 富仁

原町高校、喜多方女子高校、会津高校、坂下高校、葵高校とバスケットボール部に関わったすべての学校の卒業生による退職慰労会が終了した。たくさんの卒業生と保護者達から目に見えない報酬をたくさんいただいた。感謝と申し訳ない気持ちの錯綜だった。

思えばバスケットボールの指導に明け暮れた36年間、大きな事故もなく過ごせたのは幸運だった。今思うと冷や汗の出るような危険な事故やけがはたくさんあった。それが大事故や死につながるような事態を引き起こさなかったのは奇跡としか言いようがない。

これからもコーチを続ける私も含めて指導者はバスケットボール指導上のリスクマネジメントを肝に銘じなければならない。今や日本もアメリカに準じて訴訟世界になりつつある。なんらかの事故によって、訴訟から身を守るための9つの義務を述べてみたい。せつかくの指導が仇にならないように。

### 1・警告する義務

コーチはその活動に起こりえる危険について参加者に前もって警告しておく義務がある。例えば、鬼ごっこをさせる時はぶつかることを注意させる。

### 2・適切な指示を行う義務

練習のスタートから終わりまで、よく構成された練習計画があること。適切な段階指導に基づきプログラムされ、計画からはずれる時は根拠のある理由が示されること。

### 3・適切に監督する義務

活動が危険であればあるほど監督の義務が重要である。真夏の体育館での練習で熱中症などの心配がある時、戸外の走る練習で交通事故などが危惧される時。

### 4・安全な環境を提供する義務

定期的に体育館やトレーニング室などを点検し、フロアーの状態、トレーニング機器の故障具合などをチェックしておかなければならない。

### 5・選手に適した練習メニューを提示する義務

年齢、身長、体重、技術レベル、経験に応じた内容の練習をさせる。度を越したハードな練習や危険な練習は「バスケットやめますか？人間やめますか？」のハイリスクの極致。

### 6・応急手当を行う義務、プレー再開の可、不可を判断する義務

ケガをした者に対して医師のもとへ届けるまで適切な応急手当をしなければならない。ケガからコートに復帰する際、可能かどうかを医師と相談の上判断しなければならない。

### 7・適切で十分な用具を提供する義務

壊れていたり危険な場合は、早急に業者に依頼して廃棄、修理をしなければならない。

### 8・緊急時の対処法と応急手当についての知識を持ち、それを実践する義務

特に心肺停止時における救急車の手配とAED操作は必須である。

### 9・正確な記録をつけ、保管する義務

日々の指導計画や練習日誌、ケガや事故が起きたときの記録などをこまめに記録し、保管しておく。いざという時にそれがわが身を守ることになる。

「災害とチャンスは忘れたところにやってくる。いずれも準備しておくにこしたことはない」